

公募に関するQ&A

2026年度「グリーンイノベーション基金事業／次世代型太陽電池の開発／次世代型単接合太陽電池実証事業」

資料名	No	該当項目・内容	問	答
1. 研究開発・社会実装計画	1-1	3.研究開発項目と社会実装に向けた支援	委託から補助への切り替えや、補助率の減額を想定している事業があるが、そのタイミングは提案者で決めてよいのか。	「研究開発・社会実装計画」にて示している「委託・補助等の考え方」及び想定スケジュール等をご参照の上、タイミングを含めご提案ください。
2. 実施方針	2-1	8.(2)複数年度契約の実施	「計画に沿った節目の年数」とあるが、具体的にどのように考えればよいのか。	「研究開発・社会実装計画」の「4.実施スケジュール」におけるステージゲートのタイミングが節目となりますが、具体的なスケジュールについては、「研究開発・社会実装計画」及び「公募要領」をご参照の上、ご提案ください。
3. 公募要領	3-1	2.プロジェクト概要 (4) 実施スケジュール	ステージゲートを経て次の開発段階へ移行する際、ステージゲートの通過が決定される前から次の開発段階の発注を開始することは可能か。	発注行為は契約書・交付決定通知書に定める委託・補助期間内において実施計画書の内容に基づいて行っていただく必要がありますが、次の開発段階に関する契約・交付がなされていない時点での発注はできません。ただし、計画遂行に著しく影響を及ぼす等の特別な事情がある場合には個別にご相談ください。
3. 公募要領	3-2	2.プロジェクト概要 (4) 実施スケジュール	最長5年間とありますが、3年または4年間にした場合、ステージゲート審査の設定はどうすればよろしいですか？	ステージゲート審査は中間目標に対しての審査なので、最終目標に対しての中間目標を設定する上で適切な実施期間を考慮し設定して下さい。例：2年/2年、2年/1年
3. 公募要領	3-3	2.プロジェクト概要 (4) 実施スケジュール	追加公募はあるのでしょうか。	予算の状況にもよりますが、現状、追加公募の予定はありません。
3. 公募要領	3-4	2.プロジェクト概要 (5) 予算	採択件数および金額の目安は決まっているか。	現時点で決めておらず、応募状況や内容を踏まえ、予算の範囲内で判断させていただきます。
3. 公募要領	3-5	2.プロジェクト概要 (6) 提案内容に関する留意事項	別添6の発電コスト計算シートでは、システム価格や稼働率などが与えられていますが、これらの値を用いて14円/kWhを導き出す必要がありますか。	別添6では参考値として調達価格等検討委員会の数字が入れてありますが、根拠となる十分なデータと論理を示したうえで独自の値を使っていただくことは可能です。
3. 公募要領	3-6	2.プロジェクト概要 (6) 提案内容に関する留意事項	実用サイズモジュールの発電性能のデータとしては何を提出すればよいでしょうか。	別添7に詳細が記載されていますが、変換効率、電流-電圧特性、量子効率スペクトル、MPPT特性をご提出ください。
3. 公募要領	3-7	2.プロジェクト概要 (6) 提案内容に関する留意事項	実用サイズモジュールの耐久性のデータとしては何を提出すればよいでしょうか。	別添7に詳細が記載されていますが、屋外での発電データと、屋内加速劣化試験（高温高湿試験、温度サイクル試験、光熱試験など）をご提出ください。
3. 公募要領	3-8	3.応募要件・実施要件	事業に途中から参画することは可能か。	社会実装までを見据えた事業であり、提案時においてしっかりと実施体制を構築して頂ければと存じます。その上で、事業開始後に実施主体として追加される場合には、公募等所定の手続きが必要となります。また、委託先等の追加に当たっても、所定の手続きが必要になりますので、早めにご相談ください。
3. 公募要領	3-9	3. 応募要件・実施要件	大学や国研等は実証事業に参加できますか。	実証事業の企業に密着した研究開発を行うために、NEDO補助先の委託先としての参加は可能です。
3. 公募要領	3-10	3. 応募要件・実施要件	本事業で求められるコミットメントの対象は何ですか。	別添1事業戦略ビジョン3ページに記載のとおり、補助先の企業に求められる経営のコミットメントの対象は、事業戦略・事業計画およびイノベーション推進体制です。
3. 公募要領	3-11	4.応募方法	申請書類の提出については、幹事会社各社書類をまとめてアップロードすれば、コンソーシアム構成各社からアップロードする必要はないと理解しているものの、申請書類のデータ容量が100MBを超過してしまう場合は各社個別に提出するのでも可能か。	基本的には幹事企業よりコンソーシアム単位でまとめて提出頂ければと存じます。ご事情がある場合には、NEDOにご相談のうえ、提案企業各社から個別に提出頂いても結構です。なお、100MBという制限がございますので、事業戦略ビジョンで写真等を用いた際には、パワーポイントの「図の圧縮」から「図のトリミング部分を削除する」や「解像度」の調整を実施して頂きファイル容量を減らして頂ければと思います。
3. 公募要領	3-12	4.応募方法 (2) 提出書類	公募要領8ページの提出書類について、委託先方も作成が必要なものはどれか？	委託先分の書類作成要否は以下の通りです。補助事業者が取りまとめて提出ください。 【委託先分について、個別に作成が必要】 別紙1：積算用総括表 別添2：主任研究者 研究経歴書 【委託先分について、個別に作成は不要】 別添1、別添3～10、直近の事業報告書、財務諸表
3. 公募要領	3-13	4.応募方法 (2) 提出書類	「事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明資料」とはどのようなものを提出するのか。新聞報道等が良いか。	自社が公表した公開資料をお示しください。自社発表が確認できない新聞報道等は認められません。
3. 公募要領	3-14	5.採択先の選定 (1) 審査の方法	面接審査において、担当役員以上の参加がどうしても難しい場合、どうすればよいのか。	極力ご参加いただけるようお願いいたします。その上でどうしても難しい場合で、やむを得ず担当役員以上の参加が困難な場合に限り、担当役員以上から委任を受けた方への出席も可能です。
3. 公募要領	3-15	5.採択先の選定 (1) 審査の方法	面接審査において、面接審査用の資料を別途提出する必要があるか。	面接審査時において別途資料をご提出頂く必要はなく、事業戦略ビジョンを用いてご説明頂ければと存じます。なお、適宜補足説明資料を用意頂いても結構です。
3. 公募要領	3-16	5.採択先の選定 (1) 審査の方法	面接審査では、提案企業の担当役員が出席とあるが、幹事企業以外の担当役員も出席する必要があるか。同一コンソ内の企業の面接日は同日になるのか。	NEDOから直接補助を受ける企業については担当役員の出席が必要です。補助先企業から委託を受ける企業の場合は出席不要です。同一コンソの面接は同日に実施しますが、面接自体は各企業個別に行います。面接はオンラインで行い、日程調整は出来ません。
3. 公募要領	3-17	5.採択先の選定 (2) 審査基準	「a.i. 研究開発計画について（技術面）」の審査基準の一つに「5.中小・ベンチャー企業が効果的に実施体制に組み込まれているか」があるが、本事業へ提案するに当たって中小・ベンチャー企業が組み込まれていることは必須か。	中小・ベンチャー企業が組み込まれていることは必須ではありませんが、中小・ベンチャー企業が参画した効果的な実施体制になっている場合には採択審査の過程において考慮いたします。
3. 公募要領	3-18	5.採択先の選定 (4) プロジェクト開始までのスケジュール	費用計上はどのタイミングから可能か。	補助事業のため、費用計上は交付決定日以降となります。
3. 公募要領	3-19	◆応募にあたっての留意事項 (3) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除	他機関における役職について、非常勤講師、子会社の社外取締役は該当するか？	その方が研究代表者・研究分担者（各法人における主任研究者）であれば、いずれも該当しますので、記載が必要になります。

3.公募要領	3-20	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (1)①「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の遵守	インセンティブ制度の例示では10年後に支払われることになっているが、ステージゲートや委託から補助に支援内容が変わる場合で、インセンティブの評価、支払いは行われないのか。	ステージゲートで契約が終了した場合は当該時点でインセンティブに係る処理を行います。なお、ステージゲートを通し継続した場合は、その契約終了時点になります。また、委託から補助に変わる事業の場合においては、基本的には委託契約終了時点でインセンティブに係る処理を実施予定ですが、一方、委託契約終了時点の適切なマイルストーンが設定されていなかったり、全体の開発が完了していない状況で社会実装計画の判断が難しいなどの事情がある場合は、補助事業終了時点で併せて精算する場合があります。
3.公募要領	3-21	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (1)①「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の遵守	大学、公的研究機関、委託先等はインセンティブ措置の対象になり得るのか。	大学、公的研究機関、委託先等はインセンティブ措置の適用対象外となります。
3.公募要領	3-22	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (1)①「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の遵守	マネジメントシートは、コンソーシアム参加の全企業が毎年度提出するのか。	マネジメントシートはNEDOからの直接補助先の事業者にお問い合わせのものであり、補助先の委託先は提出不要です。
3.公募要領	3-23	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (1)①「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の遵守	事業終了後に企業がその事業を打ち切った場合、インセンティブはどうなるのか。	事業終了後最低3年間は研究および社会実装のための活動を継続することを条件としてインセンティブをお支払いするため、3年以内に本件のペロブスカイト事業から撤退する場合は、お支払いしたインセンティブをルールに基づいて返還していただきます。
3.公募要領	3-24	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (1)②知財・データマネジメント	海外企業がプロジェクトの実施者として参加する場合に、新たに取得する知的財産権は原則NEDOとの共有とあるが、例外はあるのか。	NEDOでは、委託業務の実施にあたり「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」（経済産業省）を踏まえた対応を実施していますが、研究開発の成果の事業化を国内企業等が行えない等のおそれがないことを検討し、海外企業がプロジェクトの実施者であっても、当該海外企業に知的財産権をすべて帰属させる場合があります。詳しくは、「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」をご参照ください。 https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/lpManagementGuideline.html
3.公募要領	3-25	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (1)②知財・データマネジメント	実証事業中に取得した発電データ他の情報は、NEDOを通じて公開が必須となりますか。	公開必須ではありません。
3.公募要領	3-26	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (2)①NEDOプロジェクトマネジメントシステムの利用	補助事業における契約の進め方は？	採択決定後に交付申請書等を提出頂き、交付決定の通知を行います。補助事業マニュアルに様式はありますのでご参照ください。
3.公募要領	3-27	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (2)①NEDOプロジェクトマネジメントシステムの利用	実証事業において発生した電力の取り扱いについて、実証場所の企業等が自家消費で使用することは可能か。また、NEDOへの金銭的返納等、何らかの手続きが必要か。	実証事業の目的を達成するために自家消費が必要であることの説明を求めます。なお、自家消費により得られた経済的利益に相当する額を補助対象費用から控除いただく場合があります。
3.公募要領	3-28	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (2)①NEDOプロジェクトマネジメントシステムの利用	実証事業において発生した電力の扱いについて、売電を行うことは可能か。	売電を行う事は可能ですが、売電によって得られた収入に相当する額を補助対象費用から控除いただく必要があります。
3.公募要領	3-29	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (2)①NEDOプロジェクトマネジメントシステムの利用	外注もしくは委託を弊社の関係会社に依頼する場合、申請上もしくは経理処理上の制限はあるか。 事務処理マニュアルでは、自社関連のケースでは利益排除が必要、とあるが親会社のケースは該当しないとの理解で正しいか。	親子関係の会社からの調達の場合、利益排除の対象にはなりません。 ただし、親子関係の会社からの調達であったとしても、他の企業等からの調達と同様に200万円以上は相見積もりが必要等のルールは適用されますのでご留意ください。
3.公募要領	3-30	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (2)①NEDOプロジェクトマネジメントシステムの利用	実証試験で比較検証のための結晶Si太陽電池の費用は含めてよいのか。	事業目的のために必要と認められれば含まれます。比較検証は事業目的の達成に役立つためであり、ペロブスカイトとSiの単なる比較ではありませんので、実証の内容についてはその点を十分留意ください。
3.公募要領	3-31	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (2)①NEDOプロジェクトマネジメントシステムの利用	補助事業で購入した生産設備を、補助事業終了後に財産処分に係るNEDOへの納付を行うことなく、ペロブスカイト太陽電池の生産活動に用いることは可能か。	補助事業の終了後に、2050年カーボンニュートラルの実現に不可欠な関連する研究開発を追加的に実施している限りにおいては、たとえ基金を活用して取得した財産を用いて事業収益が発生していたとしても、財産処分の対象とはならず、NEDOへの承認手続きは不要で、財産処分に係るNEDOへの納付も不要です。なお、事業収益が発生している場合、収益納付の対象となることがありますので、詳細は3-38を参照ください。
3.公募要領	3-32	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (2)②府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録手続き	委託先においても府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への事前登録が必要となるか。	e-Radへの登録は、幹事会社が代表して委託先の方も含めてご登録ください。 なお、e-Radへの登録には際しては、研究代表者及び研究分担者ともに研究者番号が必要となります。またe-Radに登録されていない研究機関に所属している研究者の新規登録に際しては、前もって所属研究機関の登録も必要となります。
3.公募要領	3-33	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (2)②府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録手続き	府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の研究組織情報、研究分担者の項目について、初年度の経費およびエフォートを記入する様式になっているが、初年度に活動しない事業者についてはどのように記入すべきか？	経費もエフォートも0と記入ください。
3.公募要領	3-34	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (2)②府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録手続き	府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の申請における事業開始日はいつにすればよいのか。	公募要領に交付決定の時期の目安を記載していますので、それを記載してください。
3.公募要領	3-35	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (2)③資産の取り扱い	委託事業から補助事業に移行するケースにおいて、委託事業で取得した資産を補助事業で活用することは可能か。また、その場合、NEDOへの納付が発生するのは、委託事業終了時と補助事業終了時のいずれか。	委託事業で取得した資産について、必要性が認められる場合、補助事業者への貸与契約を締結することにより、補助事業で活用頂くことが可能ですので、NEDO推進部担当者まで早めにご相談ください。（補助事業以外での使用は原則禁止です。ただしNEDOの承認があればNEDOの別事業で使用は可能）なお、補助事業終了時に有償譲渡となります。詳しくは委託業務事務処理マニュアルをご参照ください。

3.公募要領	3-36	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (2)③資産の取り扱い	委託事業において、事業終了後本事業で取得した財産は有償で譲渡を受けるとのことだが、以下の仮定の場合、その譲渡価格の算出に用いる取得価額はいくらになるのか。 ・最終年度に10百万円の資産を購入 ・インセンティブ率10% ・目標達成度係数0.5	グリーンイノベーション基金事業に関する特別約款第4条第6項及び第7項に基づき、以下の計算となります。 10百万円-10百万円×10%×(1-0.5)=9.5百万円 なお、減価償却を考慮する場合は、「9.5百万円」を取得価額とし業務委託契約約款第20条の2に基づき計算することとなります。
3.公募要領	3-37	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (2)④事業化状況報告書等の提出、収益納付	補助事業において、プロジェクト実施期間中および財産処分制限期間内に財産の所有権の移転を行うことは可能か。	プロジェクト実施期間中および財産処分制限期間内にコンソーシアムメンバー間で財産の所有権の移転を行うことは交付の目的内であれば可能です。 なお、その際は、国庫納付を求めず再処分制限付きで承認することとなります。
3.公募要領	3-38	◆事業運営及び実施に係る各種手続き (2)④事業化状況報告書等の提出、収益納付	収益納付に関して、具体的な収益納付の条件はどこに示されているのか。	収益納付につきましては、「グリーンイノベーション基金事業費補助金交付規程」に基づき、事業終了後の翌年度以降5年間、事業化状況報告書を提出頂き（下記リンク内様式第20）、収益納付額が生じている場合には納付頂くこととなります。なお、収益納付額の計算式等につきましては、（様式第20）事業化状況報告書をご参照ください。 <グリーンイノベーション基金事業費補助金交付規程 様式> https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_yoshiki_gi.html
4.別添1 事業戦略 ビジョン	4-1	全体	コンソーシアムの場合、事業戦略ビジョンはどのように作成すればよいか。	事業戦略ビジョン（別紙1含む）は事業者ごとに作成してください。なお、どのが作成したものか分かるよう、事業戦略ビジョン表紙の提案者名・代表名には作成者に関する情報を記載してください。 また、別紙1「積算用総括表」のうち、「①全期間総括表」については、各者共通の内容を記載してください。
4.別添1 事業戦略 ビジョン	4-2	表紙	コンソーシアムの場合、提案者名と共同提案者名を記載する欄があるが、コンソーシアム全体を統括する幹事企業を決める必要があるか。	公募要領2（6）2.にある通り太陽電池メーカー企業を幹事企業としてください。
4.別添1 事業戦略 ビジョン	4-3	1.事業戦略・事業計画	「(1)産業構造変化に対する認識」及び「(2)市場のセグメント・ターゲット」について、カーボンニュートラル全体を捉えた内容で作成していくものなのか、あるいは各公募における事業者の提案内容に関する分野に絞って作成するものなのか。	「(1)産業構造変化に対する認識」について、カーボンニュートラル全体を捉えた提案者の認識を示して頂き、その中における提案者の市場機会や経営ビジョン等が分かるよう記載してください。 「(2)市場のセグメント・ターゲット」については、提案事業周辺の市場についてセグメント分析頂き、さらにその中での提案者のターゲットが分かるよう概要を記載してください。
4.別添1 事業戦略 ビジョン	4-4	1.事業戦略・事業計画	「(7)資金計画」について、委託事業の場合は、自己負担、自己資金の欄共に0と考えてよいか。	本事業における国による支出とは別に、社会実装に向け関連する研究開発等を別途実施する費用や設備投資等の費用について、自己負担として記載ください。
4.別添1 事業戦略 ビジョン	4-5	1.事業戦略・事業計画	「(5)事業計画の全体像」において記載する表について、2035年度の合計額は必須か。事業案によっては投資回収の途中段階となるため確認させていただきたい。	投資回収のタイミングに関わらず「2035年度頃までの長期的な事業スケジュールの概要」を記載いただくことを想定しておりますが、必要に応じてスケジュールを投資回収年度まで延長して頂いても結構です。
4.別添1 事業戦略 ビジョン	4-6	1.事業戦略・事業計画	「(7)資金計画」において記載する表について、2035年度を最終年度とすべきか。もしくは、投資回収年度まで延長して記載すべきか。	当該ページは当該事業全体の資金需要に対する計画を記載いただくものであり、その趣旨に沿って最終年度は適宜延長いただいても結構です。
4.別添1 事業戦略 ビジョン	4-7	1.事業戦略・事業計画	P10記載の“N0年度”および“N1年度”はGI基金事業の開始年度のそれぞれ何を表すか？	“N0年度”はGI基金事業開始前年度、“N1年度”はGI基金事業開始年度です。 “N0年度”を2025年度、“N1年度”を2026年度として記入してください。
4.別添1 事業戦略 ビジョン	4-8	1.事業戦略・事業計画	P10などの注釈に“2035年度までの各年度及び事業化年度、投資回収年度について単年度ごとに記入”とあるが、2035年度まで毎年度すべての項目について記載が必要か？ また、事業化年度・投資回収年度が2035年度までに見込まれる場合には、各々の年度がわかるように記載をすればよいか？	毎年度全ての項目について記載ください。表が1ページに収まるように文字を小さくするなど頂いて結構です。 また、事業化及び投資回収が開始する予定の年度がわかるように記入ください。
4.別添1 事業戦略 ビジョン	4-9	1.事業戦略・事業計画	“会社全体の売上高研究開発費比率”の記載について、“会社全体の売上高”はグループ企業の場合はグループ全体についての記入で良いか？	グループ企業などの場合、グループ全体ではなく、提案する会社についての内容で記入ください。“会社全体の売上高”は提案する会社の売上高、“研究開発費”は提案する会社の研究開発費の全てを基に比率を記入ください。 なお、売上高の選択等に特段の事情がある場合は考え方を備考欄に記載してください。
4.別添1 事業戦略 ビジョン	4-10	1.事業戦略・事業計画	実証設備の設置工事を請負発注する場合、公募の体制表に記載する必要はあるか？	研究開発要素の無い設置工事については、外注費として計上可能で、その場合は発注先を体制表に記載する必要はございません。発注先が傘下企業などであっても同様です。 （詳細版）「課題設定型産業技術開発費補助事業」事務処理マニュアル https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_manual_2026.html 外注については、上記マニュアルのP86～をご参照ください。
4.別添1 事業戦略 ビジョン	4-11	2.研究開発計画	「(3)実施スケジュール」について、研究開発内容ごとに金額を明示することになっているが、開発内容によっては、金額が分けられないものもあり、項目ごとに分けることは必須か。	按分等により可能な限り金額を分けて記載頂ければと存じますが、どうしても分けることが困難な場合にはその理由をご記載ください。
4.別添1 事業戦略 ビジョン	4-12	全体	本提案内容は公開されるが、提案者側が希望しない場合は非公開にできる部分もあると認識している。公開必須部分があれば教えていただきたい。	公開必須部分というものをごちらで設定はしていませんが、企業秘密に該当する事項等、非開示情報として認められるもの以外は公開となります。
4.別添1 事業戦略 ビジョン	4-13	全体	大学や公的研究機関についても、事業戦略ビジョンの提出は必要か。	事業戦略ビジョンは、大学や公的研究機関を含むすべての実施主体が提出する必要がありますが、事業戦略ビジョンの表紙の注意事項に記載しておりますとおり、大学や公的研究機関におかれては「2.研究開発計画」及び「4.その他（提案者情報）」のみを提出してください。
4.別添1 事業戦略 ビジョン	4-14	4.その他	「4.その他」は実施主体ごとに提出すればよいか。	ご理解のとおりです。
4.別添1 事業戦略 ビジョン	4-15	全体	「1.事業戦略・事業計画」は、①会社の全ての事業について記載、②本事業に関連する技術領域に係る全ての事業について記載、③本事業で開発する技術に係る事業についてのみ記載、のいずれかか。	基本的には、③本事業で開発する技術を社会実装するために必要な事業戦略・事業計画を記載ください。なお、当該社会実装に向けて独自に実施する関連の研究開発計画等がある場合には併せて記載ください。 なお、「(5)事業計画の全体像」において記載する表については、「売上高」は上記のとおり③本事業で開発する技術に係る事業について記載し、「会社全体の売上高研究開発費比率」における会社全体の売上高は①会社の全ての事業について記載ください。
4.別添1 事業戦略 ビジョン	4-16	4.その他	事業戦略ビジョン内「コア重要技術等」該当有無について、分担によっては該当無しとなる認識で良いか？	コア重要技術等の特定に向けた検討の結果、委託先において該当なしとなることは問題ございませんが、その判断はGI基金事業の基本方針（ https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/gifund/gif_basicpolicy_6r_20251216.pdf ）に準拠するものとして頂きますようお願いいたします。

5.グリーンイノベーション基金事業の基本方針	5-1	3.(5)実施主体	中小企業、ベンチャー企業の参加について、採択に関して、何か後押しすることはあるか。	基本方針において、「新たな産業を創出する役割等を担う中小企業やベンチャー企業の参画を促す観点から、採択審査においては、これらの企業との効果的な連携の有無についても考慮要因とする」とされており、中小・ベンチャー企業を巻き込む体制であれば、それに応じた評価が行われます。
5.グリーンイノベーション基金事業の基本方針	5-2	3.(5)実施主体	外国企業の参画は可能かどうか。	基本的には可能です。 ただし、外国企業の場合、グリーンイノベーション基金事業の基本方針や公募要領、特別約款等に条件が定められておりますので、その点をご留意ください。 また、公募要領においても「3. 応募要件」が示されており、「ii」には上記の基本方針と同様の趣旨が記載されておりますので再度ご確認ください。 なお、【提出にあたっての留意事項】にある通り、提案書は日本語で作成いただく必要があります。以後の連絡もすべて日本語で行われる点にもご留意ください。
5.グリーンイノベーション基金事業の基本方針	5-3	3.(5)実施主体	技術研究組合として事業に応募をする場合、「4. 成果最大化に向けた仕組み」の対象となるのか。	本公募においては、技術研究組合の性質に鑑みると、企業等と連携した上での応募（例えばコンソーシアムとして参画）が想定され、社会実装を担う主体の一部としての参画とみなされることから、「4. 成果最大化に向けた仕組み」の対象となります。
5.グリーンイノベーション基金事業の基本方針	5-4	5.(2)プロジェクトのモニタリング・評価と広報	基本方針の「プロジェクトのモニタリング・評価と広報」に記載がある「なお、部会やWG等の議論又は資料は、企業秘密等に該当する場合に一部非公開とできるが、一定期間後に、その内容は原則公開する」と記載されているが、企業秘密に該当する非公開部分については、一定期間後も非公開、の理解で正しいか。また、一定期間とはどのくらいを想定しているのか。	「一定期間」については、個々のプロジェクトにより進捗状況や競争環境等に相違があると考えられることから、一概に具体的な想定を申し上げることは難しいですが、原則的に、時間の経過に伴い企業秘密として非公開と扱う必要性が相当程度に低下したと考えられるような状況になったところで積極的に公表することを想定しております。
5.グリーンイノベーション基金事業の基本方針	5-5	G Xに関する取組への対応について	(i)～(iii)の温室効果ガス排出削減のための取組について、提案する企業単独ではなく、提案する企業を含んだグループの取組に関する情報で良いか？	提案する企業単独についての情報でなければ認められません。
5.グリーンイノベーション基金事業の基本方針	5-6	G Xに関する取組への対応について	(ii)の「クレジット又はJCM その他国内の温室効果ガス排出削減に貢献する適格クレジットを調達する」について、再エネ証書を購入するという内容の記載で良いか？ (iii)「サプライチェーン全体でのGX実現に向けた取組」について、スコープ3の施策・計画で良いか？	問題ございません。
6.別紙1 積算用総括表	6-1	—	今回の基金事業は非常に長い期間であり、研究開発の状況によって、必要な機械装置が変わると思うが、こういった場合の必要経費、補助申請額はどこまで見積もりをとればよいのか。	提案時点で想定できる見積もり・積算をお願いします。ステージゲート等のタイミングで修正して頂く事になります。
6.別紙1 積算用総括表	6-2	—	補助金について、消費税は含められるか？	消費税は含められません。
6.別紙1 積算用総括表	6-3	—	委託先費用を計上する場合の消費税は？	消費税は含められません。 ただし、委託契約は課税取引となり、詳しくは（詳細版）「課題設定型産業技術開発費補助事業」事務処理マニュアルの別紙2を参照ください。